## 開発行為許可申請に必要な書面一覧

			非自己用	自己業務用	自己居住用
	書 類 名	備  考	自己業無	小	冶江州
			大	_	
1	開発行為許可申請書				
2	公共施設等管理者同意書				
3	道路工事施工承認書	道路法第24条 写しを添付			
4	下水道工事設計施工承認書 物件設置許可申請書	下水道関係写しを添付			
5	設 計 説 明 書 その1・その2・その3	その3は、公共施設がある場合に添付(従前の公共施設と新設・付替等に係る公共施設を対照させたもの)			×
6	開発行為に関する権利者調書	開発区域内権利者、隣接土地所有者			
		開発区域内権利者(印鑑証明書を添付)			
7	開発行為の施行等に関する同意書	隣接土地所有者(同意書又は工事説明の 経過がわかるもの)			
		自治会等(必要がある場合)			
8	排 水 同 意 書	必要がある場合			
9	土地登記簿謄本	開発区域内の土地、建物登記簿謄本			
10	資 金 計 画 書	造成工事の資金担保を証明するもの (残高証明、融資証明等)		×	×
11	資力・信用調書	法人登記簿謄本 (個人の場合は住民票) 事業経歴書		×	×
		納税証明書(法人税又は住民税)			
40		法人登記簿謄本			
12	工事施行者調書	事業経歴書 建設業許可書の写し		×	×
		全成業計り書い与し 1h a以上の場合に必要			
13	  設 計 者 資 格 調 書	資格免許等の写し		×	×
		事業経歴書			
14	位 置 図	1/20,000以上(赤色で区域を表示したもの)			
15	区 域 図	1/2,500以上(赤色で区域を表示したもの)			
16	公図の写し				
17	求 積 図	1/1,000以上			
18	公共施設(新旧)対照図	1/1,000以上(公共施設がある場合)			
19	現 地 写 真				
20	その他市長が必要と認める書面				
21	設計 図 面等	設計図面等の一覧のとおり			

は必ず添付、は内容によって添付、xは添付不要

「自己居住用」とは、開発行為を施行する主体が自ら生活の本拠として使用する住宅をいう

「自己業務用」とは、開発行為を施行する主体が当該建築物内において、継続的に自己の業務に係る経済活動を行うものをいう。

「業務用小」とは、開発区域面積1ha未満、「業務用大」は開発面積1ha以上をいう。